



北日本銀行

証券コード：8551

第121期 定時株主総会 招集ご通知

当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は書面またはインターネットによる事前行使もご活用ください。

■日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時

（午前9時に開場いたします。
開会間際は大変混雑いたしますので、
お早めにお越しください。）

■場所

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

当行本店 3階 大会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時10分まで

事前質問について

本株主総会の目的事項に関するご質問を事前受付いたします。詳細は4頁をご覧ください。

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社 北日本銀行

取締役頭取 石 塚 恭 路

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第121期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

項番	ホームページ名およびURL	アクセス方法
1	当行ウェブサイト https://www.kitagin.co.jp/company/ir/stock_info/shareholders_meeting/	左記、URLよりご覧ください。
2	東京証券取引所ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
3	株主総会ポータル（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードを入力ください。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**2025年6月24日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
当行本店 3階 大会議室

3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
- 第121期 （2024年4月1日から
2025年3月31日まで） 事業報告および計算書類の内容報告の件
 - 第121期 （2024年4月1日から
2025年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト、もしくは当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年6月24日（火曜日）午後5時10分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

(3) 重複行使の取扱い

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

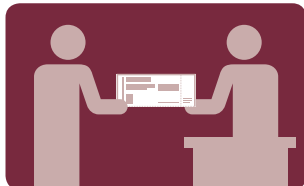
以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - (事業報告)
 - ・当行の新株予約権等に関する事項
 - (計算書類・連結計算書類)
 - ・貸借対照表・損益計算書
 - ・個別注記表（計算書類の注記）
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・業務の適正を確保する体制
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・連結貸借対照表・損益計算書
 - ・連結注記表（連結計算書類の注記）
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2025年6月25日(水) 午前10時**

株主総会にご出席いただけない場合

議決権行使書用紙



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行 使 期 限 **2025年6月24日(火) 午後5時10分到着**

議決権行使書用紙の記入方法

議 案
賛
否

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

議 案
賛
否

このような場合は
無効となります。

賛成、反対の
両方に○印を
つけた場合

インターネット



詳細は次ページをご覧ください

次ページの案内に従って、行使期限までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

行 使 期 限 **2025年6月24日(火) 午後5時10分**

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月24日（火）午後5時10分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.e-sokai.jp>

ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

事前質問受付のご案内

株主総会の開催に先立ち、本総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

●受付期間

2025年5月28日（水）～2025年6月16日（月）午後5時10分まで

●入力方法

- 1 パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URLまたはQRコードを使い、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

URL <https://forms.office.com/r/9xFRMCzd6C>

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 ログインID及びパスワードを入力し、「ログイン」のボタンを押してください。

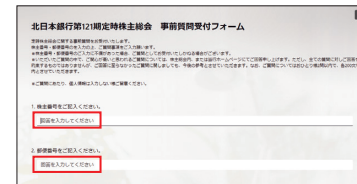
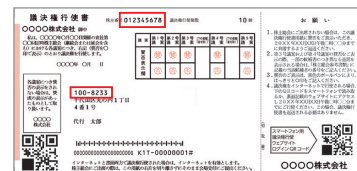
ログインID 議決権行使書用紙に記載のある株主番号（9桁）を半角数字で入力

パスワード 株主さまのご登録住所の郵便番号（7桁）をハイフン抜き、半角数字で入力

- 3 ログイン後、「ご質問事項」欄に、1問あたり200文字以内でご入力のうえ「送信」のボタンを押してください。

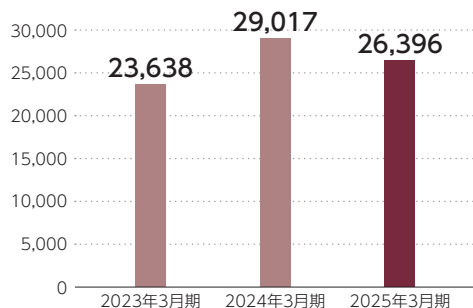
●留意事項

- 事前にいただいたご質問のうち、株主さまの関心の高いと思われるご質問については、株主総会当日にご回答させていただきます。
- ご質問をいただいた株主さまへ個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。



経常収益

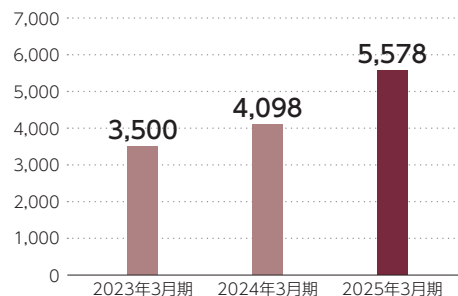
(単位：百万円)



経常収益は、資金運用収益は増加したものの、株式等売却益が減少したことなどにより、前期比 26 億 21 百万円減少して 263 億 96 百万円となりました。

経常利益

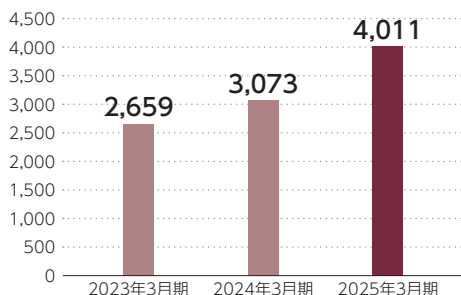
(単位：百万円)



経常利益は、前期比 14 億 80 百万円増加して 55 億 78 百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

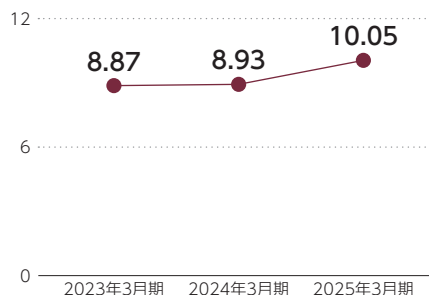
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比 9 億 38 百万円増加して 40 億 11 百万円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：%)



自己資本比率は、リスクアセットの減少により 1.12 ポイント上昇し、10.05%となり、お客さまの資金需要にお応えする十分な水準を維持しております。

(注) 新たな自己資本比率規制(パーゼルⅢ最終化)を適用しております。

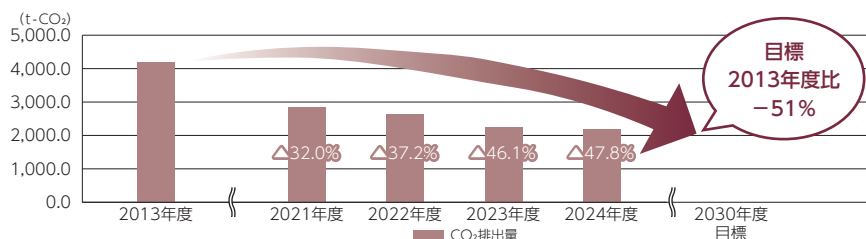
非財務ハイライト

●サステナビリティへの取組み

1. カーボンニュートラル実現に向けた取組み

目標：2030年度のCO₂排出量(※)を2013年度比▲51%削減します。

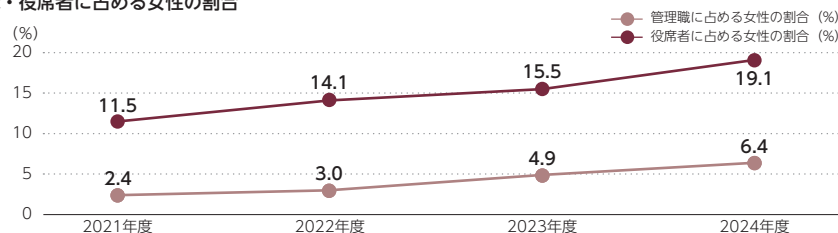
■CO₂排出量・2013年度比削減率



2. 人的資本経営 (女性活躍推進)

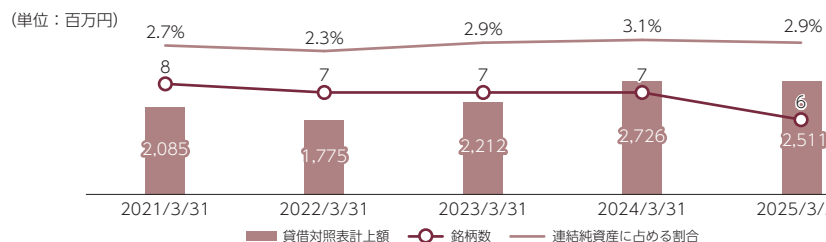
- ・女性管理職・女性役席者の積極登用と、研修等により女性職員のキャリア形成に積極的に取り組んでおります。

■管理職・役席者に占める女性の割合



●政策保有株式保有状況

政策保有株式は、連結純資産に占める割合2.9%程度となっております。



第121期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心にクレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

金融経済環境

当期におけるわが国経済は、コロナ禍からの回復需要やインバウンド需要により経済活動の持ち直しがみられ、企業の賃上げも拡大基調であったものの、物価上昇に伴う消費マインドの冷え込みや、米国の関税政策に起因する景気下振れが懸念され、国内に限らず、世界経済も先行き不透明な状況が続きました。

金融市場においては、長期金利は、2024年7月、2025年1月と日本銀行の段階的な政策金利の引き上げを経て、年度初めの0.75%から上昇を続け、8月に一服があったものの期末の1.5%近傍に向け概ね上昇傾向にありました。外国為替相場は、ドル円相場において、2024年3月のマイナス金利解除後も7月にかけて161円まで円安傾向で推移し、7月の政策金利引上げ後一時140円台まで円高が進展するも、その後再び円安局面に転じ、2025年3月末には約150円となりました。日経平均株価は、7月に4万2,000円台と歴史的高値水準に達したものの、8月には米国の景気減速懸念と日本銀行の政策金利引き上げならびに円キャリー取引の巻き戻しが重なったことから、ブラックマンデー翌日を上回る史上最大の下落となり、一時3万1,000円台まで下落しました。その後反発し4万円に向け上昇傾向で推移したものの、1月以降は米国の関税政策による景気減速懸念から下落傾向に転じ、2025年3月末の終値は3万5,617円となりました。

当行の主な営業エリアである岩手県内経済においては、個人消費や雇用環境の改善により緩やかな持ち直しが続いているものの、物価上昇に伴う消費マインドの冷え込み懸念や、米国による関税政策の影響も懸念され、国内外経済と同様に、引き続き先行き不透明な状況にあります。

事業の経過及び成果

当行グループは、4年間の中期経営計画「BRANDING THE KITAGIN QUALITY 2027～サステナブルな未来をともにつくる、課題解決の金融事業会社～」を策定し、当事業年度はその2年目を迎えました。10年ビジョンで当行が目指す“ユニークバンク”の具現化に向け、2024年11月には新たなコーポレートスローガン「さあ、ユニークバンクへ。」を制定し、当行の想いを内外に公表いたしました。また、10年ビジョンの第2フェーズにおいて、私たちが果たすべき使命として、「故郷“いわて東北”をもっと豊かにおもしろく」をキーコンセプトとし、徹底し

た「顧客最優先志向」に基づき、従来の銀行の発想にとらわれない、企業や個人一人ひとりに寄り添うオーダーメイド型の課題解決の実践を積み重ねることにより、当行の競争優位性を確立し、その結果として、お客さまや行員、その家族が魅力を感じる企業となることを目指すものです。2年目を迎えた当事業年度においても、中期経営計画のもと、主要計数において、概ね順調な実績となりました。

個人取引先向けの取組みでは、スマホ完結型ローンの対象商品を拡大し、お客さまの利便性向上を図りました。また、個人のお客さまにとって魅力ある預金商品の拡充のため、期間限定キャンペーンにてご好評いただいた「ジャンボ宝くじ付き定期預金」を通年商品としてリニューアルし、2025年3月より取扱いを開始いたしました。

事業者向け取組みでは、KPMGジャパンとの連携のもと「きたぎん新規事業創出プログラム2024」を開始し、参加した地域中核企業4社の新規事業創出に向け、全国のスタートアップ企業との協業サポート支援を通じ、参加企業の新規事業テーマの決定および取組み計画の策定をサポートいたしました。また、岩手県内の事業者・起業家を対象としたビジネスコンテストを「アイデアと情熱を形にして未来を切り拓く 第4回ニュービジネスコンテスト」と題し4年連続で開催しました。

また、本年は、取引先企業の若手経営者の研修や情報交換を目的に各営業エリアに設立した顧客団体「経友会」の連合組織である経友会連合会が創立50周年を迎え、記念事業として特別講演会を開催するとともに、社会貢献活動として同連合会と当行の共催により、元プロ野球選手を講師に招き小学生向けの野球教室を開催いたしました。

人財活用への取組みでは、従業員の賃金改善や初任給の引き上げを実施するとともに、従業員持株会を通じた特別奨励金の支給を行いました。特別奨励金の支給は、行員による当行株式取得を奨励し、従業員と当行との共同体意識の高揚と、株主の皆さまとの中長期的な企業価値を共有することを目的としております。また、従業員の健康保持・増進やワークライフバランスの実現に向けた取組みを進めたことにより、経済産業省および日本健康会議が実施している「健康経営優良法人認定制度」の大規模法人部門「健康経営優良法人」に引き続き認定されました。

店舗関係では、店舗ネットワークの再構築とお客さまへのサービス向上を目的に、塩釜支店および多賀城支店を新店舗に同時移転し、2つの支店が同一店舗で営業を行うことといたしました。また、店舗外ATMは、3か所を新たに設置する一方で、7か所を廃止するなど再配置を行いました。この結果、当行の店舗数は77店舗、店舗外ATMは144か所となりました。

SDGs・ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取組みとしては、持続可能な「人づくり」のプラットフォーム構築と地域への還元を目指し、学校法人龍澤学館との共同事業に向けた包括連携協定を締結しました。また、地域新電力会社を共同出資により設立し、エネルギーの地産地消の推進を行うとともに、脱炭素支援メニューの紹介を通じ、地域企業の脱炭素化ならびに持続可能な地域社会の構築に取り組みました。

今後も、持続可能な地域社会の実現と、当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向

上を実現するための重要なテーマとして積極的に取り組んでまいります。

以上の取組みの結果、次のような業績を収めることができました。

業容面では、預金（譲渡性預金含む）は、法人預金は増加したものの、公金・金融機関預金および譲渡性預金が減少したことなどにより、当連結会計年度末残高は前期比6億円減少し1兆4,206億円となりました。貸出金は、住宅ローンが増加したことなどにより、当連結会計年度末残高は前期比241億円増加し1兆1,014億円となりました。有価証券は、国内外の投資環境や市場動向に留意した取組みの結果、当連結会計年度末残高は前期比36億円増加し2,713億円となりました。

収益面では、当連結会計年度の経常収益は、資金運用収益は増加したものの、株式等売却益が減少したことなどにより、前期比26億21百万円減少して263億96百万円となりました。また経常費用は、国債等債券売却損及び貸倒引当金繰入額が減少したことなどにより、前期比41億2百万円減少して208億17百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比14億80百万円増加して55億78百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比9億38百万円増加して40億11百万円となりました。

対処すべき課題

当行の主たる営業エリアである岩手県は、個人消費や雇用環境の改善により緩やかな持ち直しが続いているものの、物価上昇に伴う消費マインドの冷え込み懸念や、米国による関税政策の影響も懸念され、国内外経済と同様に、引き続き先行き不透明な状況の継続が予想されます。当行を取り巻く経営環境についても、マイナス金利解除後も当面継続が予想される低金利環境、経済見通しの状況から、引き続き不透明な環境が続くことが予想されます。

このような環境の中、当行は、中期経営計画「BRANDING THE KITAGIN QUALITY 2027～サステナブルな未来をともにつくる、課題解決の金融事業会社～」も3年目を迎えました。本中期経営計画については、前半2年の経営指標の進捗が順調であることや、コロナ禍の収束、日本銀行の金融政策の見直し等当行を取り巻く経営環境が大きく変化していることを踏まえ、2027年3月期の経営指標目標について経常利益を20億円上乗せし60億円以上、当期純利益を10億円上乗せし40億円以上、自己資本比率は1.0%引き上げし9.5%以上に修正し、本年5月に公表いたしました。計画期間の後半2年においては、新たな目標に向かい更なる収益力の向上に努めてまいります。

本部組織については、営業統括部内に設置していたフィナンシャルイノベーション&ソリューション室（略称：FIS Labo）をフィナンシャルイノベーション&ソリューション部として同部より独立し新設いたしました。これにより、プロジェクトファイナンス関連業務の更なる集約と、地域企業の持続的な経営力の向上をサポートする態勢を強化いたしました。また、新設部の

初期事業として、投資専門子会社の設立を決定し、同子会社を通じ地域の事業承継を支援するファンドの設立を予定しております。

女性活躍推進に関して、当行は女性活躍推進法に基づき行動計画を策定し、女性労働者の割合の向上、管理職・役席者に占める女性の割合の向上などに取り組んでおります。そうした活動を通じ、本年4月には、当行として初の女性部長を2名任命し、女性の更なる経営参画を推進してまいります。

経営環境、経済環境の移り変わりが激しく、少子高齢化、事業承継等の地域課題が山積している中、地域金融機関として、中期経営計画のもと、地元経済を支え、地域とともに当行が発展していけるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆さまの一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	23,142	23,638	29,017	26,396
経 常 利 益	2,779	3,500	4,098	5,578
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,111	2,659	3,073	4,011
包 括 利 益	1,449	411	11,247	1,653
純 資 産 額	75,369	75,270	86,040	86,460
総 資 産	1,677,417	1,495,481	1,522,676	1,526,336

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	1,398,512	1,401,519	1,420,534	1,422,045
定期性預金	565,669	544,376	530,166	532,524
その他	832,843	857,143	890,367	889,521
社 債	—	—	—	—
貸 出 金	1,006,931	1,041,421	1,085,241	1,109,446
個人向け	443,782	484,388	510,197	523,089
中小企業向け	381,117	377,453	377,290	384,798
その他	182,031	179,580	197,754	201,558
商品有価証券	110	93	46	4
有 価 証 券	354,195	326,032	268,733	272,359
国 債	64,500	47,925	9,524	30,035
その他	289,694	278,106	259,209	242,324
総 資 産	1,674,066	1,491,700	1,518,208	1,522,378
内 国 為 替 取 扱 高	4,302,173	4,267,436	4,360,594	4,510,225
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 274	百万ドル 138	百万ドル 70	百万ドル 61
経 常 利 益	2,802	3,298	3,960	5,300
当 期 純 利 益	2,229	2,576	3,016	3,844
1株当たり当期純利益	円 銭 263 41	円 銭 306 84	円 銭 357 80	円 銭 455 78

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については自己株式を控除しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	クレジットカード業・ 信 用 保 証 業
使 用 人 数	769人	6人	6人

- (注) 1. 使用人数は、当企業集団から企業集団外への出向者を除いております。また、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 当年度末における平均年齢は銀行業40歳3ヶ月、リース業50歳8ヶ月、クレジットカード業・信用保証業51歳7ヶ月、平均勤続年数は銀行業17年3ヶ月、リース業14年11ヶ月、クレジットカード業・信用保証業15年10ヶ月であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業
当 行

	当 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	
岩 手 県	57	(ー)	本店営業部ほか
青 森 県	5	(ー)	青森支店ほか
秋 田 県	2	(ー)	秋田支店ほか
宮 城 県	10	(ー)	仙台支店ほか
福 島 県	2	(ー)	福島支店ほか
東 京 都	1	(ー)	東京支店
合 計	77	(ー)	

ロ リース業

きたぎんリース・システム株式会社 ：本社（盛岡市）

ハ クレジットカード業・信用保証業

きたぎんユーシー株式会社 ：本社（盛岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	788
リース業	3
クレジットカード業・信用保証業	1
合計	792

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
きたぎんユーシー 株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	クレジットカード 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	子会社
きたぎんリース・ システム株式会社	岩手県盛岡市材木町 2番23号	リース業務 計算受託業務	百万円 80	% 100.00	子会社

(注) 2025年4月24日開催の取締役会において、当行の全額出資による投資専門子会社「きたぎんキャピタルパートナーズ株式会社」の設立を決議いたしました。子会社の設立は2025年7月を予定しております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称S C S）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称S D S）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、C A F I S 経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イオン銀行との提携により、統合A T Mセンター経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石 塚 恭 路	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) (監 査 部 担 当)		
下 村 弘	常 務 取 締 役 (経営企画部、人事部、市場運用部、デジタル戦略室、秘書室担当)		
浜 平 忠	常 務 取 締 役 (総務部、営業統括部、ライフサポート部担当)		
石 川 公 喜	常 務 取 締 役 (審査部、事務システム部、リスク管理部担当)		
小 寺 雄 太	取 締 役 東京支店長兼東京事務所長 兼営業統括部フィナンシャル・バージョン&ソリューション室長		
高 橋 学	取 締 役 経営企画部長兼デジタル戦略室長		
昆 哲 弘	取 締 役 本店営業部長兼上田支店長		
古 村 昌 人	取 締 役 員 (社 外 役 員)	三機工業株式会社常 任顧問	
谷 藤 雅 俊	取 締 役 員 (社 外 役 員)	谷藤雅俊公認会計士 事務所代表 MATトライアングル 株式会社代表取締役 CEO	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
野 村 俊 之	取締役 常 勤 監 査 等 委 員		
小笠原 弘 治	取締役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	株式会社マルイチ代 表取締役会長	
津 田 晃	取締役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	宝印刷株式会社顧問 株式会社 F C E 取締 役 一般社団法人日本コ ンプライアンス推進 協会会長	
柴 田 千 春	取締役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	第一商事株式会社代 表取締役社長	
金田一 弘 雄	取締役 監 査 等 委 員 (社 外 役 員)	岡三証券株式会社常 務執行役員	
(当事業年度中に退任した役員)			
佐 藤 達 也	代 表 取 締 役 専 務		2024年6月26日任 期満了により退任
石 川 公 喜	取締 役 常 勤 監 査 等 委 員		2024年6月26日辞 任により退任

(注) 1. 取締役のうち古村昌人、谷藤雅俊、小笠原弘治、津田晃、柴田千春、金田一弘雄の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また、取締役古村昌人、谷藤雅俊、小笠原弘治、津田晃、柴田千春、金田一弘雄の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）野村俊之氏を常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役常勤監査等委員石川公喜氏は、2024年6月26日に辞任により退任し、同日付で取締役に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、以下のとおり方針及び手続を取締役会の決議により定める「取締役報酬規程」、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の決議により定める「監査等委員である取締役報酬規程」に規定しております。

なお、2021年6月25日開催の第117期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち、社外取締役10百万円。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とすること、また、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、上記取締役の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式に係る報酬を支給することとし、その総額は年額60百万円以内とすることを決議しております。

イ 方針

社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、報酬を「確定金額報酬」、「賞与」及び「譲渡制限付株式報酬」の構成とし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては「確定金額報酬」とし、取締役が株主と利害共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役に対しては「確定金額報酬」とし、世間水準、経営内容及び職員の給与等とのバランスを考慮し、株主総会において決議する年額報酬額の範囲内で決定しております。

ロ 手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、報酬の客観性や透明性を確保することを目的に、社外取締役及び取締役会議長で構成される報酬諮問委員会において報酬等について審議のうえ取締役会へ答申しております。取締役会ではその答申を踏まえ、役位ごとの確定金額報酬の支給額、当行の前期業績及び取締役の個人別の実績評価等に基づく各取締役の短期の業績連動報酬(賞与)の支給額及び譲渡制限付株式に係る報酬の額及び割当株式数について、決定方針との整合性を含めた検討を行ったうえで決議し決定しております。なお、当該業績連動報酬に係る指標について明確な基準はございません。

監査等委員である取締役の報酬については、常勤、非常勤毎の確定金額報酬の支給額について、各監査等委員の協議により決定すると規定しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	10名	136	91	17	28
取締役 (監査等委員)	6名	26	26	—	—
計	16名	163	117	17	28

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役（監査等委員）を含んでおります。
3. 報酬等には以下のものを含んでおります。
- (1) 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- (2) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
4. 非金銭報酬である株式報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬であります。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、①任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間満了前に当行の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること、②その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除いては、当行は本割当株式を無償で取得すること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は、「4.当行の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 報酬等には社外役員に対する報酬等を含んでおります。
6. 取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与29百万円を含んでおりません。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
- (1) 年額200百万円（うち社外取締役の報酬額は年額10百万円）
（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）
使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。
- (2) 年額60百万円、当行普通株式の総数年35,000株以内
（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）
上記（1）とは別枠で社外取締役以外の取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することについて承認いただいております。
当該定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名であります。
8. 監査等委員である取締役に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額
年額60百万円（2021年6月25日開催の第117期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名であります。
9. 上記のほか2013年6月21日開催の第109期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
退任取締役 1名 17百万円

(3) 責任限定契約

当行は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償金または争訟費用を負担することによって生じる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当行取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行で負担しております。

なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、「取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選解任に関する基準及び手続細則」において解任基準を定めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
古 村 昌 人	三機工業株式会社常任顧問
谷 藤 雅 俊	谷藤雅俊公認会計士事務所代表 MATトライアングル株式会社代表取締役CEO
小笠原 弘 治	株式会社マルイチ代表取締役会長
津 田 晃	宝印刷株式会社顧問 株式会社 F C E 取締役 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長
柴 田 千 春	第一商事株式会社代表取締役社長
金田一 弘 雄	岡三証券株式会社常務執行役員

(注) 小笠原弘治氏が代表取締役会長を務める株式会社マルイチ及び柴田千春氏が代表取締役社長を務める第一商事株式会社との間に貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 等 へ の 出 席 状 況	取締役会等における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
古 村 昌 人	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	金融関連企業経営者として培われた知識・経験等により、ガバナンス関連を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
谷 藤 雅 俊	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。	公認会計士として培われた知識・経験等により、企業会計・経営戦略を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、指名報酬委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
小笠原 弘 治	13年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のすべてに出席しました。	地元企業経営者として培われた知識・経験等により、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
津 田 晃	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のすべてに出席しました。	金融関連企業経営者として培われた知識・経験等により、リスク管理関連を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。
柴 田 千 春	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しました。 また、当事業年度開催の監査等委員会12回のすべてに出席しました。	地元企業経営者として培われた知識・経験、ならびに女性経営者としての視点に基づき、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
金田一 弘 雄	9ヶ月	2024年6月の就任以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席しました。 また、2024年6月の就任以降に開催された監査等委員会10回のうち9回に出席しました。	日本銀行勤務や金融関連企業経営者として培われた知識・経験等により、金融行政関連を中心に、広い視野から公正な意見表明を行いました。 また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行いました。 加えて、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員を務めました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	20	－

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員に対する報酬等は、固定報酬のみであります。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) に掲げる内容に対する意見はありません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)	7名	10,200株
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北 光 監 査 法 人 代表社員 遠 藤 明 哲 代表社員 戸小台 誠 代表社員 岩 根 洋 介	40	監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数・人員などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は40百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務遂行の継続が困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により解任し、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において選任監査等委員が報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

剰余金の配当等の決定に関する方針

当行は、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、剰余金の配当等を決定しております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき60円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき40円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき100円となります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 北日本銀行
取締役 会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 遠 藤 明 哲
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 戸 小 台 誠
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 岩 根 洋 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 北日本銀行
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 遠 藤 明 哲
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 戸 小 台 誠
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 岩 根 洋 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北日本銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人は報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 北日本銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 野 村 俊 之 ㊞

監査等委員 小 笠 原 弘 治 ㊞

監査等委員 津 田 晃 ㊞

監査等委員 柴 田 千 春 ㊞

監査等委員 金 田 一 弘 雄 ㊞

(注) 監査等委員小笠原弘治、津田晃、柴田千春及び金田一弘雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

金融機関をとりまく経営環境の変化に備え、経営体質の強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様への安定的な配当の継続と当期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金60円 配当総額 498,361,140円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日（木曜日）

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 2,500,000,000円
2	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 2,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員9名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、透明性および公平性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会へ の出席状況
1	再 任 いし づか まさ みち 石 塚 恭 路	取締役頭取	100% (12回／12回)
2	再 任 しも むら ひろし 下 村 弘	常務取締役	100% (12回／12回)
3	再 任 はま たいら ただし 浜 平 忠	常務取締役	100% (12回／12回)
4	再 任 いし かわ こう き 石 川 公 喜	常務取締役	100% (12回／12回)
5	再 任 こ でら ゆう た 小 寺 雄 太	取締役	100% (12回／12回)
6	再 任 たか はし まなぶ 高 橋 学	取締役	100% (12回／12回)
7	再 任 こん てつ ひろ 昆 哲 弘	取締役	100% (12回／12回)
8	再 任 こ むら まさ と 社 外 独 立 古 村 昌 人	社外取締役	100% (12回／12回)
9	再 任 たに ふじ まさ とし 社 外 独 立 谷 藤 雅 俊	社外取締役	100% (12回／12回)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数	
1	いし づか まさ みち 石 塚 恭 路 (1960年4月18日) 男 性 再 任	1984年 4 月 当行入行 2007年 6 月 当行取締役仙台支店長兼仙台ローンセン ター長 2008年 4 月 当行取締役仙台支店長 2009年 5 月 当行取締役 2009年 6 月 当行常務取締役 2011年 5 月 当行常務取締役営業統括部長 2013年 4 月 当行常務取締役 2015年 6 月 当行専務取締役 2020年 2 月 当行取締役頭取（現任） (監査部担当)	35,800株	
		【取締役候補者とした理由】 石塚恭路氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2007年6月の取締役就任以来、本 部、営業店においてリーダーシップを発揮し、さらに2020年2月の頭取就任後は経営全般を担い、 銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる豊富な経験と幅広い見識を備えて おります。また、十分な社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者石塚恭路氏との間には、特別の利害関係はありません。		
2	しも むら ひろし 下 村 弘 (1966年11月22日) 男 性 再 任	1990年 4 月 当行入行 2008年10月 当行秘書室長 2012年 4 月 当行水沢支店長 2015年 4 月 当行経営企画部長 2017年 6 月 当行取締役経営企画部長 2019年 4 月 当行取締役営業統括部長 2020年10月 当行常務取締役営業統括部長 2023年 4 月 当行常務取締役（現任） (経営企画部、人事部、市場運用部、デ ジタル戦略室、秘書室担当)	12,400株	
		【取締役候補者とした理由】 下村弘氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2017年6月の取締役就任以来、経営企 画部門、営業統括部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂 行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものでありま す。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者下村弘氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数	
3	はま たいら ただし 浜 平 忠 (1964年9月11日) 男 性 再 任	1983年 4 月 当行入行 2004年10月 当行南大通支店長 2008年 4 月 当行営業統括部副部長 2014年 4 月 当行本町支店長 2017年 4 月 当行審査部長 2019年 6 月 当行取締役審査部長 2021年 4 月 当行取締役頭取付 2021年 6 月 当行常務取締役（現任） (総務部、営業統括部、ライフサポート 部、フィナンシャルイノベーション&ソ リューション部担当)	12,700株	
		【取締役候補者とした理由】 浜平忠氏は、営業店における豊富な業務経験を有し、2019年6月の取締役就任以来、審査部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者浜平忠氏との間には、特別の利害関係はありません。		
4	いし かわ こう き 石 川 公 喜 (1962年7月16日) 男 性 再 任	1981年 4 月 当行入行 2006年 4 月 当行久慈支店長 2009年 5 月 当行塩釜支店長 2013年 4 月 当行審査部長 2017年 4 月 当行監査部長 2020年 6 月 当行常勤監査役 2021年 6 月 当行取締役常勤監査等委員 2024年 6 月 当行常務取締役（現任） (審査部、事務システム部、リスク管理 部担当)	3,000株	
		【取締役候補者とした理由】 石川公喜氏は、営業店や、審査部門、監査部門において責任者を務めるなど豊富な業務経験を有し、2020年6月の監査役就任以降監査業務を担い、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者石川公喜氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
5	こ 寺 雄 太 (1968年6月6日) 男 性 再 任	1991年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行	7,600株
		2007年 9 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社	
		2020年 5 月 当行入行 経営企画部付顧問	
		2020年 6 月 当行取締役経営企画部長	
		2022年 4 月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長	
		2024年 4 月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長兼営業統括部フィナンシャルイノベーション＆ソリューション室長	
		2025年 4 月 当行取締役事務システム部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 小寺雄太氏は、金融業界での長年の経験を有し、銀行に対する法規制や経営管理、ならびに国内外の金融市場取引、リスク管理業務の豊富な知見を有しております。また、2020年6月の当行取締役就任以来、経営企画部門および営業店において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者小寺雄太氏との間には、特別の利害関係はありません。			
6	たか はし まなぶ (1966年3月25日) 男 性 再 任	1989年 4 月 当行入行	3,100株
		2007年 4 月 当行南小泉支店長	
		2010年 4 月 当行福島支店長	
		2012年 4 月 当行秘書室長	
		2015年 4 月 当行大通支店長	
		2017年 4 月 当行人事部長	
		2020年 6 月 当行東京支店長兼東京事務所長	
		2022年 4 月 当行経営企画部長	
		2023年 6 月 当行取締役経営企画部長	
		2024年 6 月 当行取締役経営企画部長兼デジタル戦略室長	
		2025年 4 月 当行取締役経営企画部長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 高橋学氏は、本部、営業店における豊富な業務経験を有し、2023年6月の取締役就任以来、経営企画部門において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者高橋学氏との間には、特別の利害関係はありません。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数	
7	こん てつ ひろ 昆 哲 弘 (1967年12月26日) 男 性 再 任	1991年 4 月 当行入行 2012年10月 当行本宮支店長 2014年10月 当行郡山支店長 2017年11月 当行北上支店長 2020年 4 月 当行青森支店長 2023年 4 月 当行本店営業部長兼上田支店長 2023年 6 月 当行取締役本店営業部長兼上田支店長 (現任)	2,500株	
		【取締役候補者とした理由】 昆哲弘氏は、営業店における豊富な業務経験を有し、2023年6月の取締役就任以来、営業店において責任者を務めるなど、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しており、取締役として選任をお願いするものであります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者昆哲弘氏との間には、特別の利害関係はありません。		
8	こ むら まさ と 古 村 昌 人 (1947年7月12日) 男 性 再 任 社 外 独 立	1971年 4 月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命 保険相互会社）入社 1997年 7 月 同社取締役財務業務部長 1998年 4 月 同社取締役東京副本部長 1999年 4 月 同社取締役団体年金運用本部長 2000年 4 月 同社常務取締役 2004年 1 月 同社専務取締役資産運用部門長 2006年 6 月 東和興産株式会社代表取締役会長 2007年 6 月 三機工業株式会社取締役専務執行役員 C S R 推進本部長 2014年 6 月 同社常勤監査役 2018年 6 月 同社取締役 2020年 6 月 同社常任顧問(現任) 2021年 6 月 当行取締役（現任） (重要な兼職の状況) 三機工業株式会社常任顧問	3,100株	
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 古村昌人氏は、長年にわたり金融機関の運用業務に携わるとともに、複数の企業の取締役を歴任され、これらを通じて培われた豊富な経験や幅広い見識を広い視野から当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
		【就任期間】 古村昌人氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。		
		【特別の利害関係】 当行と候補者古村昌人氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
9	たに ふじ まさ とし 谷 藤 雅 俊 (1960年3月31日) 男 性 再 任 社 外 独 立	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任 監査法人トーマツ）入社 2001年6月 有限責任監査法人トーマツ社員（パート ナー） 2008年10月 同社盛岡事務所長 2010年10月 同社仙台事務所長 2015年12月 同社執行役（監査事業本部） 2018年6月 同社ボードメンバー監査委員長 2018年7月 デロイトトーマツ合同会社 ボードメン バー監査委員長 2022年10月 谷藤雅俊公認会計士事務所代表（現任） 2022年10月 MA Tトライアングル株式会社代表取締 役C E O（現任） 2023年6月 当行取締役（現任） (重要な兼職の状況) 谷藤雅俊公認会計士事務所代表 MA Tトライアングル株式会社代表取締役C E O	1,100株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 谷藤雅俊氏は、公認会計士として有限責任監査法人トーマツで長年監査業務および上場準備支援業 務やコンサルティング業務等に従事し、当該業務における豊富な経験と高い専門性を有しておりま す。また、有限責任監査法人トーマツ執行役（監査事業本部）としての経営執行の経験と、同社な らびにデロイトトーマツ合同会社のボードメンバー監査委員長の経験に基づくガバナンスの高い知 見も有することから、当行の経営に対して、客観的かつ中立的な意見具申や、業務執行等の監督に 活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
【就任期間】 谷藤雅俊氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。			
【特別の利害関係】 当行と候補者谷藤雅俊氏との間には、特別の利害関係はありません。			

(注) 1. 古村昌人および谷藤雅俊の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、古村昌人および谷藤雅俊の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規
 定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償
 責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度
 額としております。

なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者と
 なります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」をご参照ください。
 また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役野村俊之氏は、本総会の終結の時をもって辞任し、小笠原弘治、津田晃および柴田千春の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の機動性向上を図るため監査等委員である取締役を1名減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、透明性および公平性を高めるため、指名諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当行における地位	取締役会へ の出席状況
1	新 任 か さい なお ひと 葛 西 直 人	執行役員頭取付	—
2	再 任 社 外 独 立 つ だ あきら 津 田 晃	取締役監査等委員	100% (12回／12回)
3	再 任 社 外 独 立 しば た ちはる 柴 田 千 春	取締役監査等委員	100% (12回／12回)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
1	か さい なお ひと 葛 西 直 人 (1967年5月20日) 男 性 新 任	1990年 4 月 当行入行 2010年 6 月 当行原中支店長 2013年10月 当行経営企画部部長代理 2016年10月 当行事務システム部副部長 2019年 6 月 当行事務システム部長 2023年 6 月 当行執行役員事務システム部長 2025年 4 月 当行執行役員頭取付（現任）	1,700株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 葛西直人氏は、本部、営業店での豊富な業務経験を有し、事務部門で責任者を務めるなど業務やマネジメント経験が豊富であり、かつ、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識、経験および社会的信用を有しております。 コーポレートガバナンスの充実や監督機能の強化が必要とされる中、同氏の経験および知識を活かすことで当行の監査体制強化が期待されることから、監査等委員である取締役として選任を願います。		
	【特別の利害関係】 当行と候補者葛西直人氏との間には、特別の利害関係はありません。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
2	つ だ あきら 津 田 晃 (1944年6月15日) 男 性 再 任 社 外 独 立	1968年 4 月 野村證券株式会社入社 1996年 6 月 野村證券株式会社代表取締役 専務取締役 1999年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコグループ株式会社）代表取締役 取締役副社長 2003年 6 月 野村インベスター・リレーションズ株式会社執行役会長 2005年 6 月 日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役 取締役社長 2005年 6 月 日立キャピタル株式会社(現三菱ＨＣキャピタル株式会社) 取締役 2009年 6 月 株式会社西島製作所監査役 2009年 8 月 宝印刷株式会社(現株式会社ＴＡＫＡＲＡ＆ＣＯＭＰＡＮＹ)取締役 2015年 6 月 株式会社西島製作所取締役 2018年 4 月 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長(現任) 2019年12月 株式会社ＦＣＥ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ（現株式会社ＦＣＥ）取締役（現任） 2021年 6 月 当行取締役監査等委員（現任） 2021年 8 月 宝印刷株式会社顧問（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 株式会社ＦＣＥ取締役 宝印刷株式会社顧問	1,800株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 津田晃氏は、長年にわたり複数の会社で取締役を歴任され、ベンチャー投資事業等の運営経験を有し、これらを通じて培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づき当行に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務執行の法令および定款に関する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたします。			
【就任期間】 津田晃氏の社外取締役監査等委員就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。			
【特別の利害関係および独立性】 当行と宝印刷株式会社との間には、業務委託等の取引がありますが、当行グループとの取引額が同社グループの連結売上高の2%未満と僅少であり、津田晃氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当 行株式の数
3	しば た ち はる 柴 田 千 春 (1972年5月21日) 女 性 再 任 社 外 独 立	2009年 8 月 第一商事株式会社入社 2014年 6 月 同社取締役社長室長 2016年 6 月 同社常務取締役 2022年 5 月 同社代表取締役社長（現任） 2023年 6 月 当行取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 第一商事株式会社代表取締役社長	100株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】		
	柴田千春氏は、企業経営者としての経験や幅広い見識を有し、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、取締役の職務遂行の法令および定款に対する適合性および妥当性を客観的・中立的に監査いただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		
	【就任期間】 柴田千春氏の社外取締役監査等委員就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。		
	【特別の利害関係および独立性】 当行と第一商事株式会社との間には、預金および貸出金等の取引がありますが、いずれも当行グループの連結総資産の1％未満と僅少であります。また、同社との間には業務委託等の取引がありますが、当行グループとの取引額が同社グループの連結売上高の2％未満と僅少であり、柴田千春氏は当行の定める独立性判断基準を満たしております。		

- (注) 1. 津田晃、柴田千春の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外取締役との責任限定契約について
 当行は、津田晃および柴田千春の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当行定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。
 なお、本議案が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告「会社役員に関する事項」をご参照ください。
 また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】

第2号および第3号議案が承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

社内取締役が有するスキル区分、ならびに社外取締役に特に期待するスキル区分の項目は、銀行業務、経営計画、経営戦略を踏まえて、取締役会がその役割や責務を果たすために備えるべきスキル分野を選定しております。

【取締役のスキル・マトリックス】

氏名	役職	社内取締役が有するスキル区分								社外取締役に特に期待するスキル区分					
		経営戦略 事業企画	リスク管理 コンプライアンス	財 務 経 理	人 事 人材育成	銀行実務 営 業	審 査	市場運用	システム デジタル 事 務	企業経営	金融・経済	法 務 コンプライアンス	地域経済 地域貢献	専門分野	概 要
石 塚 恭 路	社内取締役	○	○	○	○	○	○	○	○						
下 村 弘	社内取締役	○		○	○	○			○						
浜 平 忠	社内取締役	○				○	○								
石 川 公 喜	社内取締役		○			○	○								
小 寺 雄 太	社内取締役	○	○	○		○		○							
高 橋 学	社内取締役	○		○	○	○									
昆 哲 弘	社内取締役		○			○									
古 村 昌 人	社外取締役									◎	○				
谷 藤 雅 俊	社外取締役									○				◎	企業会計

【取締役監査等委員のスキル・マトリックス】

氏名	役職	社内取締役が有するスキル区分								社外取締役に特に期待するスキル区分					
		経営戦略 事業企画	リスク管理 コンプライアンス	財 務 経 理	人 事 人材育成	銀行実務 営 業	審 査	市場運用	システム デジタル 事 務	企業経営	金融・経済	法 務 コンプライアンス	地域経済 地域貢献	専門分野	概 要
葛 西 直 人	社内取締役	○				○			○						
津 田 晃	社外取締役										◎	○			
柴 田 千 春	社外取締役									○			◎		
金田一 弘雄	社外取締役										○			◎	金融行政

上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

また、社外取締役については、当行が特に期待する役割に◎印、ならびにそれに準ずる役割に○印の最大2項目について記載しております。

株主総会会場ご案内図

会 場

北日本銀行本店 3階 大会議室

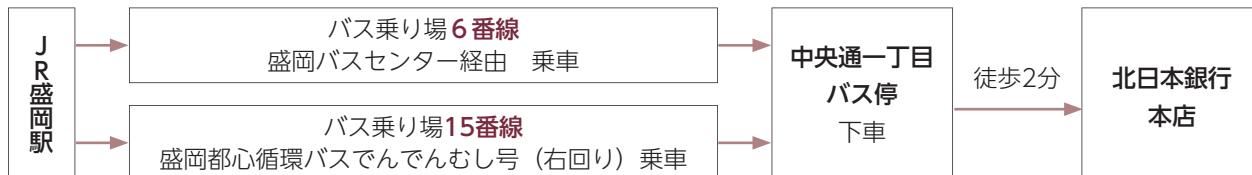
岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

電話 (019) 653-1111 (代表)



駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。